

北秋田市告示第112号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、北秋田市等級及び職制上の段階ごとの職員数を次のとおり公表する。

令和8年7月1日

北秋田市長 津 谷 永 光

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事、技師、保健師、保育士又は栄養士の職務	63	13.91	主事	56	63	13.91	主事級
				技師	1			
				保健師	2			
				保育士	4			
				計	63			
2 級	主任の職務	74	16.34	主任	70	74	16.34	主任級
				主任技師	1			
				主任保健師	1			
				主任助産師	1			
				主任学芸員	1			
				計	74			
3 級	主査又は専門的な知識経験を有する者として規則で定める者の職務	122	26.93	主査	122	122	26.93	主査級
				（うち定年前再任用）	（4）			
				（うち暫定再任用短時間）	（8）			
				計	122			
4 級	副主幹、上席主査又は高度の専門的な知識経験	78	17.22	副主幹	67	78	17.22	副
				上席主査	7			

	を有する者として規則 で定める者の職務			(うち暫定再任用短時間) 副分署長 計	(2) 4 78			主 幹 級
5 級	主幹、室長（6 級の室長 を除く。）又は主幹と同 等の職務	71	15.67	主幹 局長 園長 分署長 副分署長 参事 計	56 1 3 2 2 7 71	71	15.67	主 幹 級
6 級	課長、室長、推進監、セ ンター長、所長、事務局 長又は次長の職務（5 級 の室長並びに 7 級の所 長及び事務局長を除 く。）	33	7.28	課長 室長 推進監 センター長 局長 次長 消防次長 署長 分署長 計	21 1 3 3 1 1 1 1 1 33	33	7.28	課 長 級
7 級	部長、政策監、議会事務 局長、教育次長、福祉事 務所長、会計管理者又は 消防長の職務	12	2.65	部長 (うち一般任期付職員) 政策監 議会事務局長 教育次長 会計管理者 消防長 計	7 (1) 1 1 1 1 1 12	12	2.65	部 長 級

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	庁務員、校務員、技能員、 調理員の職務	0	0		0	0	0	—
				計	0			
2 級	庁務員、校務員、技能員、 調理員の職務	3	42.86	技能員	3	3	42.86	—
				計	3			
3 級	相当困難な業務を行う 庁務員、校務員、技能員、 調理員の職務	0	0		0	0	0	—
				計	0			
4 級	相当困難な業務を行う 庁務員、校務員、技能員、 調理員の職務	0	0		0	0	0	—
				計	0			
5 級	相当困難な業務を行う 庁務員、校務員、技能員、 調理員の職務	4	57.14	技能員	2	4	57.14	—
				校務員	2			
				計	4			

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医師又は歯科医師の職務	0	0			0	0	—
				計	0			
2 級	困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	0	0		0	0	0	—
				計	0			
3 級	副所長又は科長医師の職務	2	66.67	副所長	2	2	66.67	—
				計	2			
4 級	所長の職務	1	33.33	所長	1	1	33.33	—
				計	1			

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技師の職務	0	0			0	0	—
				計	0			
2 級	薬剤師又は主任技師の職務	0	0			0	0	—
				計	0			
3 級	主査薬剤師又は主査技師の職務	2	40.00	主査技師	2	2	40.00	—
				計	2			
4 級	副主幹薬剤師又は副主幹技師の職務	1	20.00	副主幹技師	1	1	20.00	—
				計	1			
5 級	薬局長、技師長、薬局長補佐又は技師長補佐の職務	2	40.00	技師長補佐	2	2	40.00	—
				計	2			

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0			0	0	—
				計	0			
2 級	看護師又は主任准看護師の職務	2	18.18	看護師	2	2	18.18	—
				計	2			
3 級	主査看護師又は主査准看護師の職務	6	54.55	主査看護師	2	6	54.55	—
				(うち暫定再任用短時間)	(1)			
				主査准看護師	4			
				(うち暫定再任用短時間)	(1)			
				計	6			
4 級	副主幹看護師の職務	1	9.09	副主幹看護師	1	1	9.09	—
				計	1			
5 級	看護師長の職務	2	18.18	看護師長	2	2	18.18	—
				計	2			

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。